

01 警察庁(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1009010	競技会を行う場合におけるデジタルダーツ機の風営法第8号機からの適用除外	競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないと	<p>前回、前々回でも貴庁の言う「おそれ」を生じさせる理由が未だ明確化されていない。ポウリング競技、および、ダーツ競技の自動集計モニター表示の場合は「おそれ」がないものと貴庁は解されている。しかし、デジタル化した場合にはポウリング競技は「おそれ」を生じさせないが、ダーツ競技は生じさせると貴庁は回答されている。貴庁の回答では競技種目以外の違いをどの様に解釈されているのか、「総合的」という文言にて曖昧に回答されており、明示されていない。現在の状況は貴庁が明らかに競技者への心理的負担を強いており、健全なダーツ競技の振興、発展を阻害し、自助による健全化、現状の改善を妨害している。</p> <p>そこで、1)ポウリング競技とダーツ競技における「おそれ」を生じさせる違いは何か、2)自動集計自動表示であるデジタルダーツ競技と自動集計手動表示であるいわゆるアナログダーツ競技の「おそれ」を生じさせる違いは何か、3)次の代替措置が「おそれ」を生じさせるのか否か、4)営業実態等の現状とは何か、5)「総合的」の全ての具体的判断材料とは何か、ご教授願いたい。</p> <p>代替措置：当方は、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)」に限りデジタルダーツを使用し、「本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。このために、協会において公式審判員の育成の実施、競技会において公式審判員の配置、競技記録の管理、飲酒者の参加禁止、及び、会場での選手への酒類提供の禁止を原則とする。</p>	デジタルダーツ競技会特区	個人	熊本県	警察庁
1009020	練習・競技を行う場合におけるデジタルダーツ機の風営法第8号機からの適用除外	練習・競技を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。	<p>前回、前々回でも貴庁の言う「おそれ」を生じさせる理由が未だ明確化されていない。指導者配置バーチャルゴルフでは貴庁通達(警察庁丁生環発第259号)によれば、「(前略)～対象遊技設備に該当しないと解され、～(後略)」と明記されており、「対象遊技設備に該当しないと解されているが故、「許可を要しない」のである。しかし、前回貴庁回答では「対象遊技設備に該当しないと解され」を削除している。デジタルダーツでは指導者配置でも「該当する」との回答である。この違いが未だ明確にされておらず、貴庁が明らかに「指導者の指導機会」および「選手、愛好家の受講機会」を阻害し、自助による健全化、現状の改善を妨害しているが、健全な振興、発展が望めない。</p> <p>そこで、1)デジタルダーツ設備を用いて指導者が指導をする場合の「おそれ」を生じさせる要因とは何か、2)デジタルダーツとバーチャルゴルフとの「おそれ」を生じさせる要因の違いは何か、3)次の代替措置が「おそれ」を生じさせるのか否か、4)営業実態等の現状とは何か、5)「総合的」の全ての具体的判断材料とは何か、ご教授願いたい。</p> <p>代替措置：当方は、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「指導、講習、レッスン」に限りデジタルダーツを使用し、「本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。このために、協会において指導員の育成の実施、営業において指導員の配置、指導記録簿の管理保管の義務付け、飲酒者の参加禁止、及び、選手・愛好家への酒類提供の禁止を原則とする。</p>	デジタルダーツレッスン特区	個人	熊本県	警察庁

01 警察庁(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1009030	指導・講習・レッスン等を行う場合におけるデジタルダーツ機の風営法第8号機からの適用除外	指導、講習、レッスン等を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年公安委員会規則第1号)第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。	<p>前回、前々回でも貴庁の言う「おそれ」を生じさせる理由が未だ明確化されていない。ボウリング場、指導者配置バーチャルゴルフ場は貴庁の前回答、通達によれば、「対象遊技設備に該当しない」と解され、許可を要しない。ダーツ競技は自動集計モニター表示されると「おそれ」を生じさせるとされ、対象設備に該当し、許可を要する。貴庁の回答では10%未満の設置は許可を要さないが、対象設備である。仮に10台の設置を行うとトイレ、受付等除く面積が約230㎡必要となる。実際にはトイレ等含め約60㎡で十分である。すなわち、極端に少ない台数か、極端に広い営業所となる。その為、長時間待つか、経済的負担が大きいのである。貴庁が明らかに健全な練習や競技機会を失わせ、自助による健全化、現状の改善を妨害しているのである。</p> <p>そこで、1)ボウリング場とデジタルダーツ場の「おそれ」を生じさせる違いは何か、2)指導者配置デジタルダーツ場とバーチャルゴルフ場の「おそれ」を生じさせる違いは何か、3)次の代替措置が「おそれ」を生じさせるのか否か、4)営業実態等の現状とは何か、5)「総合的」の全ての具体的判断材料とは何か、ご教授願いたい。</p> <p>代替措置:当方は、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「専用場」に限りデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われない」様に徹底する。このために、協会において営業者、指導員の育成の実施、営業に際し、酒類提供の禁止、指導者の配置、未成年に対し条例遵守(ボウリング場を準用)などを原則とし、専用場の営業を行うものとする。</p>	デジタルダーツ専用場特区	個人	熊本県	警察庁
1013010	自治体が鳥獣からの生活被害防止の用途で使用する麻醉銃に係る所持許可に関する規制の緩和	クマやイノシシなどによる生活被害防止のため、これらの鳥獣に使用する麻醉銃(銃刀法第4条第2号)を自治体の事務として使用する場合は、職員個人ではなく、自治体(県又は市町村)に所持許可を出し、講習の受講等により、職員が誰でも使用可能とする。	<p>本県においては、イノシシやシカ等のわなに誤って捕獲されたツキノワグマを放獣するに当たり、不動化を行うために麻醉銃を使用している。これは、鳥獣保護法に基づく放獣義務の遂行と県民や県担当者の安全確保のために必須の業務である。</p> <p>また、近年、イノシシやニホンザル等の住宅地への出没により、住民の安全が脅かされる事態が頻発しており、鳥獣保護法の改正により、自治体がこれらの場合に麻醉銃を有効活用できる機会も増加するものと考えられる。</p> <p>一方、麻醉銃の所持許可については、担当者の異動のたびに得なければならず、場合によっては1ヶ月以上麻醉銃の使用が困難な期間(使用許可を保有する前任者が職務を代行)が生じる。</p> <p>麻醉銃が犯罪等に悪用される蓋然性と、担当者が麻醉銃を使用できず、野生鳥獣から県民等の安全を確保できない可能性とを比較考量すれば、必ずしも前者が高いということはない。</p> <p>このため、鳥獣からの生活被害防止の用途で自治体が麻醉銃を使用する場合については、当該自治体に対して銃所持許可を交付し、担当者が適時に適切に使用できるよう、制度を改めるべきである。</p> <p>なお、銃の管理責任者及び従事者に対しては、所定の研修を実施し、銃の安全使用と悪用の防止を図るものとする。</p>	岡山県	岡山県	岡山県	警察庁

01 警察庁(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1020010	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における実施場所の緩和	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における実施場所について、「幅員がおおむね2.0メートル以上の歩道であった、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね1.0メートル以上であること」と規制を緩和する。	<p>実験実施場所の制限を緩和し、搭乗型移動支援ロボットの走行できる箇所を増やして、実社会に近い実験条件を創出することで、新たな移動手段として社会に定着するか等を検証する。</p> <p>具体的には、現状の「自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道」という規定を緩和し、「歩道」とすると同時に、幅員条件を道路構造令第11条第3項に規定される歩道の幅員に合わせ2.0メートル以上とする。</p> <p>提案理由：                  豊田市では、既成市街地における立ち乗り型パーソナルモビリティ走行の可能性検証を構造改革特別区域計画の意義に盛り込み、実験を行ってきた。しかし、現行の規定では、幅員の広い箇所しか実験を実施できず、市内の様々な道路状況を加味した実験を行うことができない。(別添参照)                  そこで、本特例措置により、幅員条件等を緩和することで、様々な環境での実験を可能とし、データを蓄積・分析することで、立ち乗り型パーソナルモビリティの更なる可能性を検証すると同時に、地方都市の既成市街地における今後の道路空間再構築等の方向性を検討することができる。                  &lt;2014年度実証の結果&gt;                  最高速度 6km/h の当該モビリティで、3メートル幅員での公道および3メートル以下の施設内通路においても、危険なく走行ができたため。</p>		豊田市	愛知県	警察庁
1039010	ばちんこ営業店内における「貸玉・貸メダル返却所を設置」に係る規制緩和	ばちんこ営業店による地域社会貢献活動の推進。ばちんこ営業店内にばちんこ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単便利で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の換金を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、少人数で多額の現金を扱う無防備な「ばちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が放置されている現実を鑑み(平成25年次、認知事件数20件、前年 9件より11件の増)、改めてご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を完全に無くす事により、日本で生まれ大衆娯楽に発展したばちんこを世界中で遊技して頂く為にも、新しい換金ばちんこモデルが必要であります。具体的にはセキュリティがしっかりした設備のあるばちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行い、遊技の結果に応じて換金を希望するお客様に対し、ばちんこ営業店が風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額で、ばちんこ営業店内で運営する第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻す事が出来るシステムです。このシステムの採用により、永きに渡り続いている、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる不必要な経費や弊害を無くす事となり、社会貢献を目的としたばちんこ産業の地元への直接納税(社会福祉目的税の新設)を行う事ができます。つまりばちんこを今以上にシンプルで明るく健全で社会貢献出来る娯楽産業にする事が可能になり、世界中の人々に80年の歴史を誇り健全な日本文化であるばちんこ産業として、ばちんこの楽しさ素晴らしさを認めて頂く機会が増え、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等と同じく、初めて世界中に輸出できる体制が整います。その結果新たなビジネスモデルとしてのばちんこレジャーが、輸出国での大衆娯楽として地元への社会貢献が出来るのであります。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁

01 警察庁(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1039020	ぱちんこ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額に係る規制緩和	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダラー一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円(現行の25%UP)、メダラー一枚につき25円(現行の25%UP)を超えないことに改定する。	現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させていただきます。ぱちんこの貸玉金額は昭和53年(1978年)に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に36年以上も見直しが行われておらず、ぱちんこファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそもぱちんこ営業は、ぱちんこの発射速度が1分間に100発以内であることを定めているなど、法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」から、貸玉にあつては玉1個につき5円、貸メダルにあつてはメダラー一枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であるため、再度提案させていただきます。今回のご提案は、成熟社会である現在にあつては個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考えられるからであります。例えば昭和20年10月に最初の宝くじが発売(1等賞金が10万円)されたものが、平成25年には前後賞あわせて7億円の宝くじの発売に至りました。またBIG(サッカーくじ)に至っては最高当せん金額が10億円であることから、国民の大衆娯楽であるパチンコだけが過剰な規制を受けているといわざるを得ないのであります。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁
1039030	ぱちんこ営業店における賞品最高限度額に係る規制緩和	ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度額に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在ぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えばその物品の上限を3万円に上げたとしてもお客様の遊技にはなんら影響はなく、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあつては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合)それだけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、保通協で検定審査し遊技機メーカーに許可を与えた遊技機の設置を行っているぱちんこ営業店は、適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例えば賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射幸性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われれます。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁

## 01 警察庁(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1039040	ぱちんこ営業店における地域振興券の提供に係る規制緩和	ぱちんこ営業店は地元のぱちんこファンによって支えられており、地元商店街を応援する為にも地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することを可能にする。	80年以上の歴史と大衆娯楽レジャーである、ぱちんこ産業が日本(地域社会)の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街では、大型店(スーパー)の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、商業環境が悪化する一方の為に、その経営がますます厳しくなっています。これら低迷する商店街の活性化対策の一つとして、改めて地域振興券の持つ個人の消費意欲を喚起する即効性が期待されています。ぱちんこ営業店がある地域にとって経済発展の中核をなすような地域通貨もしくは地域振興券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁
1039050	ぱちんこ営業店における宝くじの提供に係る規制緩和	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より実には大勢のファンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証券法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁

## 01 警察庁(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1039060	貯玉カードによるコンビニエンスストアでの賞品(生活必需品)交換に係る規制緩和	ばちんこ営業店が許可されている、貯玉・再プレイシステムカードを活用することにより、遊技客がばちんこ営業店外のコンビニエンスストアに於いて、貯玉カードを活用して自由に賞品(生活必需品)と24時間交換出来る。	現在、日本全国のコンビニエンスストアは約50,000店あり、そのうち実際に店頭に並んでいる商品は1店舗当たり、約2500品目から3000品目といわれています。ばちんこ営業店は遊技の結果に応じて賞品の提供を行う営業ではあるものの、限られた営業スペースでは、どうしてもお客様に遊んで頂く遊技台が主役であり、その為に賞品を置くスペースや多数の賞品を陳列することがなかなか難しいことや、また、ばちんこ営業店は予め営業時間が決められている等から遊技客の多様な生活環境や生活リズムに適応する賞品の提供が行われているとは言い難く、それらを改善するためにも、予めばちんこ営業店と提携を行ったコンビニエンスストア内であれば、ばちんこ営業店の貯玉システムを活用することにより、遊技客の獲得した貯玉数に応じた賞品を自由に交換できるものとなります。そもそもコンビニエンスストアは24時間営業を行っており、好きな時間にゆっくりと生活必需品等が選べる等、まさに大衆娯楽に適した賞品交換方法になる為、今回のご提案をさせていただきます。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁